

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-4
許認可等の種類	准看護師免許の抹消			
根拠法令条例等・ 条項	保健師助産師看護師法施行令第4条第2項、同第3項、第5条、第5条の2第2項、第8条第2項、同第4項、同第5項			
許認可等の概要	准看護師免許の抹消			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】保健師助産師看護師法施行令 第四条(略) 2 准看護師籍の登録の抹消を申請するには、免許を与えた都道府県知事に申請書を提出しなければならない。 3 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が前二項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を經由しなければならない。 第五条 保健師、助産師、看護師又は准看護師が、死亡し、又は失踪そのの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪そのの届出義務者は、三十日以内に、保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消を申請しなければならない。 2 業務に従事していた保健師、助産師、看護師又は准看護師について前項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を經由しなければならない。 第五条の二(略) 2 法第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第十四条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該准看護師から第四条第二項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、都道府県知事は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該准看護師に係る准看護師籍の登録を抹消しないことができる。 第八条(略) 2 准看護師は、准看護師籍の登録の抹消を申請するときは、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない。第五条第一項の規定により准看護師籍の抹消を申請する者についても、同様とする。 3(略) 4 准看護師は、免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、免許証を当該処分をした都道府県知事に返納しなければならない。 5 前各項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を經由してすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	10日			
期間の制定根拠	—			